

別表（第3条関係）

（1） 経営安定対策貸付

ア 経営安定資金（長期）

項 目	内 容																														
融 資 目 的	県内中小企業者の経営基盤の安定に必要な長期の事業資金の融通の円滑化を図り、中小企業の経営安定に資する。																														
融 資 対 象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者。</p> <p>（1）直近期の税務申告決算と直近期の前期以前3期のいずれかの税務申告決算とを比較し、売上高の減少又は経常利益（個人事業者は所得金額とする。）が減少している者</p> <p>（2）法第2条第5項（経営安定関連特例）に規定する特定中小企業者（セーフティネット認定企業）</p> <p>（3）最近3箇月間の売上高等が前年同期比5%以上減少している者</p> <p>（4）直近期の税務申告決算において繰越欠損（個人事業者はマイナスの元入金）を内包している者</p> <p>（5）本制度を利用中の者で、返済財源が不足するために再調達資金を必要とする場合に、当初融資金額以下で本制度の借換を行う者</p>																														
資 金 使 途	運転資金、設備資金																														
金 利	年2.25%以内																														
融 資 限 度 額	8,000万円																														
融 資 期 間	10年以内（うち据置2年以内）																														
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。（融資金額に対する年率）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.30%</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から4号まで、6号を利用する場合は年率0.45%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0.40%とする。</p> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%																						
無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%																						

項 目	内 容
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法
申 込 先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

エ 経営安定資金（経営力強化）

項 目	内 容																														
融 資 目 的	国の全国統一制度である経営力強化保証制度に準拠し、中小企業者が持続的な売上拡大や賃金アップ等の実現に向け、金融機関や認定経営革新等支援機関からの、事業計画の策定支援や継続的な経営支援を受けながら、経営力の強化を図る。																														
融 資 対 象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、金融機関及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく認定を受けた経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営力の強化を図る者																														
資 金 使 途	<p>運転資金、設備資金</p> <p>ただし、経営安定関連保証（5号）の場合については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る。</p>																														
融 資 限 度 額	別枠5,000万円																														
金 利	年1.30%																														
融 資 期 間	<p>運転資金 5年以内（うち据置1年以内）</p> <p>設備資金 7年以内（うち据置1年以内）</p> <p>ただし、県制度融資からの借換えの場合は、それぞれ10年以内（うち据置1年以内）とする。</p>																														
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。</p> <p style="text-align: right;">（融資額に対する年率）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連保証（5号）を利用する場合は年率0.40%とする。          なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。また、保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、上記保証料率から所定の料率を割増する。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	0.35%	無担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	0.45%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	0.35%																						
無担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	0.45%																						
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法																														
申 込 先	<p>商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、</p> <p>西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、</p> <p>みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、</p> <p>九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、</p> <p>長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</p>																														

イ 地域産業支援資金

項 目	内 容																														
融 資 目 的	過疎・離島半島地域の産業振興、地域産業雇用促進に取り組む中小企業者に対し、事業の遂行に必要となる資金の融通の円滑化を図り、県内の産業振興に資することを目的とする。																														
融 資 対 象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 過疎・離島半島振興</p> <p>次のいずれかの地域において、事業を継続している者</p> <p>① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条、第3条、第41条、第42条、第43条に定める過疎地域等</p> <p>② 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条に定める半島振興対策実施地域</p> <p>③ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条に定める離島振興対策実施地域</p> <p>④ 長崎県過疎対策推進本部設置要綱第2条に定める過疎地域</p> <p>(2) 地域雇用促進応援</p> <p>地域産業雇用創出チャレンジ支援事業【事業拡充支援】の補助の採択を受けた者</p>																														
資 金 使 途	運転資金、設備資金																														
融 資 限 度 額	5,000万円																														
金 利	融資対象(1)年2.10% 融資対象(2)年1.85%以内																														
融 資 期 間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）																														
償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。																														
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																														
保 証 料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> <td>0.20%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>0.90%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.35%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%	無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%																						
無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%																						

項 目	内 容
申 込 方 法	<p>取扱金融機関又は保証協会の定める方法。  ただし、融資対象(2)については、補助の採択を受けたことが分かる書類を添付する。</p>
申 込 先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</p>